

令和5年度 第一回広島市文化財審議会 議事要旨

1 開催日時

令和5年7月13日（木） 14:00～14:30

2 会場

広島市役所本庁舎 14階 第7会議室

3 出席者

(1) 審議会委員（7名）

三浦委員、高間委員、原田委員、片桐委員、渡邊委員、山崎委員、久我委員

(2) 事務局（8名）

村上市民局長、高山文化スポーツ部長、柳澤文化財担当課長、木村主幹、兼森主事、秋本主事、福島主事、片山主事

4 議事

(1) 委員長及び副委員長の選任について

(2) 報告事項

- ・広島原爆遺跡の国指定文化財（史跡）の指定について

5 傍聴人

10人

6 配布資料

（資料1）委員長及び副委員長の選任について

（資料2）広島原爆遺跡の国指定文化財（史跡）の指定について

7 会議の内容

(1) 委員長及び副委員長の選任について

山崎委員を委員長に、久我委員を副委員長に選任する。

(2) 報告事項

- ・広島原爆遺跡の国指定文化財（史跡）の指定について

○ 2キロメートルという要件は、何か特別な理由があるのか。

→ 原子爆弾の強烈な爆風や熱線により、爆心地からおおむね2キロメートル以内の建物のほぼ全てが破壊し焼き尽くされたことが、後ほど行われた建物調査から明らかとなっており、現地にあったと言われている建物の99%以上が大半以上の損壊、ほとんど建物が全焼全壊となっている。それを踏まえて、この範囲を特に原爆による被害が甚大であったとし

て、候補の要件とした。

- 同じような形で指定されている長崎市はどうか。
 - 長崎市は距離を要件にしたとは聞いてはいないが、爆心地からおおむね800メートル以内に全5点の物件が所在している。
- この指定は今現在原爆ドームにかかっている指定と内容的には異なるのか。
 - 異なる。長崎原爆遺跡と同じ種類のものとなる。
- 今後も、現在と同じような活用をしていくのか。
 - そのとおりである。候補物件6点については、いずれも、既に本市の平和部門等によって、保存及び被爆体験継承のための活用を行っている。指定になれば、これらの物件の価値がますます市民や国民に広く知られることから、各所管課において、それを踏まえた保存・活用が検討されることを期待している。
- 市が指定管理団体として指定を受けるため、資料にある「文化財担当」や「施設所管課」は「広島市の」ということでよいか。
 - 広島市の文化財担当で文化財としての価値を守るよう指導をするということである。現在、広島市の各所管課が保存・活用を行っており、これからもそれぞれの方針で取り組むが、それに当たって文化財の価値を傷つけるようなことがないように、文化財担当でしっかり指導をしていきたいと考えている。
- 国の指定であるため、文化財保護法のもと、修繕等が必要なときには、国の許可が必要になることが大きく異なってくるのか。
 - 修繕等の現状変更には国の許可が必要となる。
- 文化財保護法のもとで、保存に努めるということによいか。
 - そのとおりである。法の趣旨を踏まえ、法に基づき、保護に努めるということである。
- そのほかの物件について、どういう状態なのかということは現状把握しているのか。
 - 被爆建物については、本市の平和部門において、調査をした上で現在の状況を把握している。これからも引き続き当該部署において対応されるものと考えている。
- 今回指定を受ける部分がかかなり手厚く保護されると思うが、それ以外のところがなかなか難しいような気もする。できるだけ適切に管理、注意を払っていただきたい。
 - 平和部門において被爆建物に関する要綱をつくっており、実際に保存や修理をする際は、協議の上、必要に応じて市から補助金を交付するなど、保存に関する取組を行っている。引き続き当該部署で適切に対応されるものと考えている。
- ほかにあるかもしれない史跡指定の候補については、この4点の要件のいずれかを満たしていなかったと市が判断されたと理解してよいか。
 - そのとおりである。